

3月1日～7日

春の火災予防運動週間

令和4年2月16日発行

予防課

254-0356 FAX 256-7755

2021年度 全国統一防火標語

おうち時間 家族で点検 火の始末

3月1日(火)～7日(月)の1週間、全国一斉に春の火災予防運動が行われます。まだまだ空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。火災から尊い命と貴重な財産を守るために、一人一人が火災予防に努めましょう。



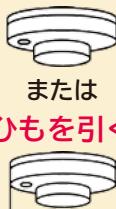
住宅用火災警報器の適切な維持管理を

住宅用火災警報器は、津市火災予防条例で設置・維持管理が義務付けられてから10年以上が経過し、電池切れや電子部品の劣化などによる故障が増

えることが想定されます。火災の際に住宅用火災警報器が適切に作動するよう定期的に作動確認し、電池切れや故障などの場合は取り替えましょう。

定期的に作動確認しましょう！

ボタンを押す

または
ひもを引く

正常な場合

「ピーピーピー」、
「ピーピーピー火事です」、
「正常です」など

※警報音はメーカー・製品により異なります。

故障の場合

「ピッピッピッ…ピッピッピッ…」、
「ピッピッピッ故障です」、
「無音など



電池切れの場合

「ピッ…ピッ…」、
「ピッ電池切れです」、
「無音など



通電火災に注意してください

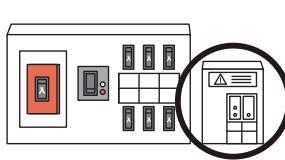
近年、台風や地震などの自然災害により、大規模かつ長時間に及ぶ停電が発生しており、停電からの復旧後の再通電時に出火する「通電火災」の発生が

懸念されています。避難する際は、ブレーカーを落とす、地震火災対策のために感震ブレーカーを設置するなどの対策をお願いします。

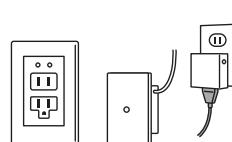
主な感震ブレーカーの種類



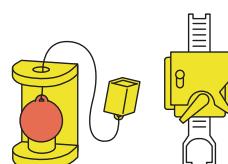
分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)



コンセントタイプ



簡易タイプ

使わなくなった灯油は正しい方法で処分しましょう

使わなくなった灯油を誤った方法で処分すると、思わぬ火災が発生する恐れがあり、自然環境にも悪影響を与えます。灯油は以下の方法で処分してください。

- ごく少量の灯油の場合は、紙や布に染み込ませて、可燃物として廃棄してください。

●灯油の量が多い場合は、灯油を購入した店舗またはガソリンスタンドにご相談ください。

※処分してもらえる灯油の量や処分費用は各店舗にお問い合わせください。また、引き取りを実施していない店舗や大量の灯油の場合は断られる場合もあります。